

令和8年度（2026年度）
長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請のご案内
家計急変世帯用

長野県では、保護者の収入が激減し、住民税所得割額の世帯合算額が182,500円未満に相当すると認められた世帯に対して奨学給付金を支給します。

なお、この奨学給付金は返済不要です。

1 支給対象者

（1）新制度と旧制度

次の全ての要件に該当する世帯です。

○新制度

- ア 対象となる高校生等が認定基準日時点で高等学校等に在学し、高等学校等就学支援金（新制度）の受給資格者であること。
- イ 高校生等の保護者等が、長野県内に住所を有すること。
- ウ 高校生等の保護者等が死亡、傷病、失職、廃業及び災害の影響等により家計が急変した世帯であって、保護者等全員の住民税所得割額の合算額が（ア）～（ウ）のいずれかになる見込みであること。
 - （ア） 0円（非課税世帯）
 - （イ） 100円以上105,500円未満（年収270～380万円相当の世帯）
 - （ウ） 105,500円以上182,500円未満（年収380～490万円相当の世帯）

○旧制度

- ア 対象となる高校生等が認定基準日時点で高等学校等に在学し、高等学校等就学支援金（新制度）の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（令和8年新入生である留学生を除く）
- イ 高校生等の保護者等が、長野県内に住所を有すること。
- ウ 高校生等の保護者等が死亡、傷病、失職、廃業及び災害の影響等により家計が急変した世帯であって保護者等全員に住民税所得割が課税されていないこと。

（2）注意事項（新制度及び旧制度共通）

○支給対象外

- ア 高校生等に対して特別支援学校の高等部に在学している者
- イ 高校生等に対して、児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となり、見学旅行費又は特別育成費が措置されている者（母子生活支援施設の高校生等は除く）
- ウ 10月2日以降に入学した場合
- エ 単身赴任等により保護者が他の都道府県に在住している（別居している）場合で、他の都道府県に申請を行っている場合

オ 7月2日以降に入学する者について、すでに他の都道府県（長野県教育委員会を含む）で同様の給付を受けている場合

カ 奨学給付金の受給回数に関して、全日制は3回、定時制・通信制は4回が上限となります。

2 給付金額（年額）

（新制度）

（1）奨学給付金の支給額

所得要件等		通信制以外	通信制
1	住民税非課税世帯 (保護者等全員の住民税所得割額の合算額が 0 円の世帯)	152,000円	52,100円
2	年収が 270～380 万円相当の世帯 (保護者等全員の住民税所得割額の合算額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯)	50,670円	17,370円
3	年収が 380～490 万円相当の世帯 (保護者等全員の住民税所得割額の合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯)	38,000円	13,030円

（2）制服が喪失、毀損した場合の再購入の加算額

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、再度制服の購入が必要である高校生等には当該災害等につき1回限り、1人当たり下記支給額を加算することができます。

住民税所得割額の合算額が 0 円の世帯 (住民税非課税世帯)	住民税所得割額の合算額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯	住民税所得割額の合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満の 世帯
81,000 円	27,000 円	20,250 円

（旧制度）

（1）奨学給付金の支給額

所得要件等		通信制以外	通信制
1	生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円	
2	住民税非課税世帯 (保護者等全員の住民税所得割額の合算額が 0 円の世帯)	152,000円	52,100円

(2) 制服が喪失、毀損した場合の再購入の加算額

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、再度制服の購入が必要である高校生等には当該災害等につき1回限り、1人当たり下記支給額を加算することができます。

住民税所得割合算額が0円の世帯（住民税非課税世帯）	81,000 円
---------------------------	----------

3 家計急変の発生日について

家計急変が発生した日や申請日によって受け取れる金額が変わります。

(1) 7月までに家計が急変したとき

ア 9月末日までに申請した場合：年額を支給します。

イ 10月以降に申請した場合：年額×（申請した月の翌月から3月までの月数/12）

(2) 7月以降に家計が急変したとき

ア 9月末日までに申請した場合：年額×（家計急変が発生した月の翌月から3月までの月数/12）

イ 10月以降に申請した場合：年額×（申請した月の翌月から3月までの月数/12）

4 提出先

在学する学校に提出してください。

5 提出期限

県への最終提出期限日は令和9年2月26日（金）になります。

6 お問い合わせ先

在学する学校へお問合せください。

長野県の担当部署

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-1 長野県庁 県民の学び支援課

（連絡先：026-235-7058 9時～16時30分）

長野県内の私立高等学校等に在学する場合の申請方法

1 申請書類の入手方法

在学する学校から配布されます。
下記 URL（長野県ホームページ）及び
QRコードからダウンロードできます。



<https://www.pref.nagano.lg.jp/ken->

[manabi/kyoiku/gakko/shiritsu/hojokin/kyuuhukinkyuuhen.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/ken-manabi/kyoiku/gakko/shiritsu/hojokin/kyuuhukinkyuuhen.html)

2 申請書類

	対象者	提出書類
①	全員	長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書（様式第 1 号） 様式 1（別紙）を参照して記入をお願いします。
②	全員	添付書類（振込先口座の通帳写し）台帳（様式第 2 号） 申請者と口座名義人が同一であることを確認してください。
③	高校生等が 日本国籍	就学支援金認定通知書又は、高校生等の住民票のいずれか 就学支援金認定通知書が無い場合は、住民票の原本を提出してください。
④	高校生等が 外国籍	就学支援金認定通知書または、高校生等の下記の書類のいずれか 就学支援金認定通知書が無い場合は、住民票の原本、特別永住者証明書のコピー、在留カードのコピーのいずれか。家族滞在の場合は小学校及び中学校の卒業証明書も必要です。
⑤	全員	家計急変の発生事由を証明する書類 離職票、解雇通知書、破産宣告通知書、死亡証明書、診断書等
⑥	全員	家計急変前の収入を証明する書類 保護者全員の令和 8 年度の課税証明書の原本等を提出してください。
⑦	全員	家計急変後の収入を証明する書類 会社作成の給与見込、直近 3 カ月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等を提出してください。
⑧	全員	在学証明書 学校に発行を依頼して提出してください。
⑨	被災した方で 制服の再購入が 必要な世帯	制服の再購入に係る誓約書及び制服の再購入に係る証明書（様式第 3 号）、罹災証明書
⑩	振込先を 第 3 者に変更 する場合	委任状（様式第 4 号） 委任する個人（法人）の捺印は必要です。